

平成27年3月27日（金） 13：30～

交通政策審議会海事分科会第63回船員部会

（成瀬専門官） それでは、定刻となりましたので、ただ今から交通政策審議会海事分科会第63回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、交通政策審議会の委員の任期満了に伴う委員の改選があり、3月23日付で海事分科会長から、船員部会の委員として4名の方が指名されております。

資料で言いますと上から3枚目になります。資料1をご覧ください。指名された委員の方は、これまでと同じ方では、鎌田委員、河野委員、竹内委員となります。さらに野川委員は、船員部会の臨時委員でございましたが、交通政策審議会の委員となられております。

また、この3月より新たに公益臨時委員として、東京大学大学院法学政治学研究科の藤田教授が就任されております。

以上のことから船員部会の委員及び臨時委員の総員は18名となり、本日は16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。議事次第、配布資料一覧と来て、その次から資料となります。

資料の番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。

まず、資料1として船員部会委員等名簿が1枚、資料1－参考として、参照条文が1枚。資料2として独立行政法人一括法案が1枚、資料2－2として船員教育体制というものがあります。資料3として勤労青少年福祉法等の改正法律案の概要が1枚。資料4として外国人技能実習法案概要が1枚。さらに4－2として同法案における国土交通省の共管部分があります。資料5として「船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について」というものがあります。資料6として「交通政策審議会への諮問について」、諮問第214号「無料の船員職業紹介事業の許可について」が2枚です。その参考資料として資料6－2が表紙を含め2枚、これは委員限りの資料になります。

それと机上配布ということで、独立行政法人関連一括法案の新旧対照表、両面刷りのものがあります。1枚になります。資料の方はおそろいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは早速、議事に入りたいと思いますが、新たに船員部会長が選任されるまでの間、事務局が司会進行をさせていただきます。

（高橋臨時委員） ちょっといいですか。

（成瀬専門官） はい。

(高橋臨時委員) ちょっと質問があるのですが、大丈夫ですか。

(成瀬専門官) はい。

(高橋臨時委員) 本日の63回の船員部会の開催にあたっての招集というのは、どこの機関で決められたのか、前任の部会長が辞任前に招集を決められたのか、それともそうではないのか、教えていただきたいと思います。

(高田船員政策課長) お答えいたします。慣例によりまして事務局のほうから招集のご案内を申し上げております。

(高橋臨時委員) 事務局からの招集ということでございますので、私の方は今後もそういうことがあり得るということで理解をしていきたいと思います。以上です。

(高田船員政策課長) 通常は、船員部会長が部会を招集するということになっておりますが、現在船員部会長がおられない状態となっておりますので、他の部会等の例に倣い、事務局の方からご案内をさせていただき、本日、船員部会長の互選をお願いしているというところでございます。

(成瀬専門官) よろしいでしょうか。

(高橋臨時委員) はい、分かりました。

(成瀬専門官) それでは最初に、議題1の「交通政策審議会海事分科会船員部会長の選任について」お諮りしたいと思います。

先ほど報告いたしましたとおり、交通政策審議会委員の改選がございまして、今回新たに船員部会長を選任していただきます。資料1の参考をご覧ください。

交通政策審議会令第7条第3項及び船員部会運営規則第4条第1項の規定により、交通政策審議会の委員のうち、本部会に属する委員の中から互選により決定することとされております。

皆様、いかがでしょうか。

(高橋臨時委員) ちょっといいですか。

(成瀬専門官) はい。

(高橋臨時委員) ちょっと理解を深めるために教えていただきたいんですが、第7条の第3項の委員の互選により選任するということになっているんですが、その上の第2項に、この船員部会に属する委員それから臨時委員及び専門委員というのはこの上団体の分科会長が指名をする、こういうふうになっております。

第3項の方で、部会長を置き当該部会に属する委員の互選によるということで、臨時委員はこの選任の中に議決権を持って互選できるのかどうか。私は多分、委員が4人ですから、4人の中で互選をされて、その報告を臨時委員の皆さんが受けると、こういうことなのかなと思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

(高田船員政策課長) はい、今おっしゃったとおりでございまして、部会に属すべき委員というのが2項になっており、3項におきまして当該部会に属する委員の互選によるということになってございます。

(高橋臨時委員) そうしますと、先ほど私が言ったとおり、互選をされた方の氏名を読み上げていただいて、その報告という形で我々臨時委員が受けるということによろしいんではないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

(高田船員政策課長) 報告と言いますか、本日お集まりいただきました委員、本委員の皆様方の間で互選をお願い申し上げるということをごさいますて、その場に臨時委員の方もいらっしゃるといことで、何か問題はありますでしょうか。

(高橋臨時委員) いや、問題じゃなくて、我々は臨時委員の皆さんも1人1票の議決権を持って臨んでいいのかということなんですよ。臨めるのかという。

(高田船員政策課長) ですので、そこはご説明しているとおり、部会に属すべき委員の互選ということになっておりますので、そこは部会に属する委員というのは分科会に属しておられる委員ということになっておりまして、それは2項に書いてあります臨時委員とは書き分けておりますので、委員の方々の間で互選をするということをごさいます。

(高橋臨時委員) そうすると、今日出席をしている臨時委員の皆様も、この新たな部会長を選任をするにあたって1人1票の議決権を持ち、反対できるとこういうことによろしいんですね。

(高田船員政策課長) 違います。本委員という意味です。

本委員です。臨時委員と委員と専門委員を書き分けておりますので、委員による互選ということですよ。

(高橋臨時委員) 臨時委員は入らないという、そういうことなんですよ。4人だけなんですよ。

(高田船員政策課長) はい。

(成瀬専門官) それでは委員の皆様いかがでしょうか。

はい、河野委員。

(河野委員) 当初から船員部会の公益委員をされまして、これまで船員部会以外でも船員行政に深くかかわり合いのあるお仕事をされてこられました野川委員を推薦したく思います。

(成瀬専門官) ありがとうございます。ただ今野川委員を船員部会長にとのご推薦がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(成瀬専門官) それでは、野川委員に船員部会長をお願いすることとしまして、今後の議事進行につきましては、部会長をお願いしたいと存じます。

野川部会長、よろしく申し上げます。

(野川部会長) はい、それでは私、今皆様のご推挙を賜り、船員部会長に就任することとなりました。前任の落合部会長はこちらに座っているだけで誰もが恐れ入ってしまうと

いうタイプの威厳のある方でしたが、私の場合には誰一人恐れ入るものはいない
とこうタイプでございまして、甚だ心もとなくはございますが、皆様のご協力を得て、
この審議を進めて、実りある審議を進めてまいりたいと存じますので、何卒よろしく願
いをいたします。

それでは座らせていただきます。

それでは、交通政策審議会令第7条第5項及び船員部会運営規則第4条第2項の規定に
よりまして、部会長代理は委員のうちから部会長が指名することとされておりますので、
私から部会長代理を指名させていただきたく存じます。部会長代理はこれまでもやってお
られました竹内委員に引き続きお願いをしたいと考えております。どうぞよろしく願
いをいたします。

(竹内委員) よろしく申し上げます。

(野川部会長) それでは早速議事を進めてまいりたいと存じます。

議題2の「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関す
る法律案について」、議題3の「青少年の雇用対策を推進するための関係法律の整備等に関
する法律案について」及び議題4の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保
護に関する法律案について」、事務局からまとめてご説明をお願い致します。

(石田企画調整官) 海事局海技課石田でございます。議題2の「独立行政法人に係る改
革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案について」のご説明をさせ
ていただきます。

今法律案につきましては、3月14日に閣議決定をされまして国会に提出させていただ
いたものでございます。本日はそのご報告でございます。

資料2のポンチ絵をご覧ください。国土交通省におきましては、平成25年12月の独
立行政法人改革に関する基本的な方針に記載された事項を実行するため、今般、法改正が
必要な事項について、一括して法改正を行うこととしております。この一括法自体には、
閣議決定のうち一部を除く国交省関係事項を網羅する必要があるため、様々な事項を盛り
込ませていただいておりますが、船員関係は独立行政法人の統合が2つ書いておりますけ
れども、資料2の真ん中辺り、独立行政法人の統合の2つ目でございます、海技教育機
構と航海訓練所の統合でございます。

資料2-2の船員教育体制の絵をご覧ください。皆様ご承知のところと存じますけれど
も、船舶を運航するためには海技士免許が必要でございまして、その習得に必要な学科に
ついては、独立行政法人海技教育機構や商船大学、高専等において、乗船実習につきまし
ては、これらの学校から独立行政法人航海訓練所が受託し、一括して行っておるところで
ございます。今回、海技教育機構と航海訓練所の2つの船員養成を行う独立行政法人につ
きまして、教育体制の充実、教育体制の高度化、予算の柔軟な運用、発信力の強化等を図
るべく統合を行うものであります。

法律の内容につきましては、一番後ろにお付けしております法律案の新旧をご覧いただ

きながらの説明とさせていただきたいと思います。

法律の建て付けとしましては、海技教育機構法の改正という形を取らせていただいております。これは、海技教育機構を存続法人とすることから、航海訓練所の行っている業務等を海技教育機構法に追加した上で航海訓練所法を廃止するという体裁を取るためでございます。この法律のうち、第3条の機構の目的というところと、第11条の機構の業務範囲というところがございます。このところについては、航海訓練所が従来行っておった航海訓練に関する業務を追加するという形を、引き写してきて追加するという形を基本的にしております。

第4条につきましては、統合後の本部所在地ということになりますけれども、アクセスが便利な神奈川県に本部を構えたいというところでございます。

第5条につきましては、国が訓練所に対して練習船等を現物出資しておりますところ、これを海技教育機構法に移し替えるものでございます。

第6条につきましては、理事の数でございます。理事の数は航海訓練所の理事が2名おりましたところ、これを引き継ぐものでございます。

第14条1項につきましては、医療法の特例を書いてございます。これは航海訓練所練習船に遠洋航海の際に設置されている医務室につきまして一般には許可であるところ、独立行政法人である航海訓練所については、国とみなされ、厚労大臣への通知としておるところを引き写してくるというものでございます。

この法案につきましては、この国会においてご審議いただくこととしておりまして、統合の実施については平成28年4月を予定しており、この法律に規定しておるところでございます。

なおこの法案によって、学校の統廃合等は考えておりませんが、この統合と同時期となる平成28年度入学生から、海技教育機構の愛媛にあります波方海上技術短期大学校において入学生の定員を10人増員し、80名から90名とすることといたしました。議題2について説明は以上でございます。

(吉田船員政策課長補佐) それでは続きまして、議題の3「青少年の雇用対策を推進するための関係法律の整備等に関する法律案について」ご説明させていただきます。船員政策課吉田でございます。よろしくお願いいたします。

資料3をご覧くださいと思います。こちらの改正法案ですが、背景といたしましては、若者の就職の現状として学校卒業後も就職できなかったり、就職をしても自分の本意ではなく非正規雇用になったり、知らぬままブラック企業に入ってしまったというようなことで、就職してからの離職率も若者の場合は他の方と比べても高いということで、こうした若者の適切な職業選択の支援をして、若者の雇用の促進を図っていかうということで、今国会に提出しておりますものでございます。

一般的に労働者の雇用対策につきましては、陸上の労働者は厚生労働省、船員につきましては国土交通省が見ておりますので、この改正法案につきましても船員に関する部分に

については国土交通省が所管をしておるということになっております。

内容でございますが、改正の中心は勤労青少年福祉法という既存の法律を全面的に改正いたしまして、青少年の雇用の促進等に関する法律というものに作り変えるというものでございます。具体的には、1. (1)でございますが、関係者の責務の明確化等ということで、国、地方公共団体、事業者等の責務の明確化、あとは関係者相互の連携について規定をしておりまして、青少年の雇用対策に関する基本方針、あとは事業者に向けた指針につきまして、陸上の労働者に関するものについては厚生労働大臣が、船員については国土交通大臣が策定するというようにしております。また法律上は基本方針を策定するにあたっては、船員に関しては交通政策審議会の意見を聴くということになっております。

こちらの基本方針・指針につきましては、この法律の施行が、一番下にございますとおり平成27年10月1日を予定しておりますので、その前に基本方針・指針あわせて船員部会にお示しをしたいというふうに今のところは考えておるところであります。

続きまして、法律の具体的な部分でございますが(2)適職選択のための取組促進というのが今回の改正内容の中心になる部分でございます。一つは新卒者の募集、ハローワークへの求人、船員の場合は運輸局への求人を行う企業に対し、適職選択に資する情報を応募者に提供すること等を義務付けるというものでございます。適職選択に資する情報と申しますのは、この下に簡単に書いてありますが、例えば、採用者数離職者数といった募集採用に関する状況ですとか、有給休暇の取得状況、超勤のような労働時間等に関する状況、あとは社内研修のような職業能力の開発向上に関する状況、こういったものについて応募者から問われた場合にはちゃんと答えないといけないというような義務付けを課すというものでございます。

2つ目、ハローワーク、船員の場合は運輸局ですが、一定の労働関係法令違反の求人について、新卒者の求人申し込みを受理しないことができることとする。ということで、現状は労働関係法令違反のあった企業であっても、求人申し込みの手続きがちゃんとしていれば受理をしないといけないということになっておりますが、そうではなくて、労働関係法令に違反のあった求人者については申し込みを受理しないという特例を設けるものでございます。

③については、厚生労働大臣の認定制度でございますが、中小企業につきましては、青少年の採用してからの定着率が高かったり研修も充実してるというような優良な企業であっても、なかなか知名度が低くて、若者が積極的に入ってこないという優良な中小企業について厚生労働大臣が認定をすることで、こういった企業はちゃんとしていますよというお墨付きを与えるものでございます。

(3)職業生活における自立の支援でございますが、これはいわゆるニートの青少年につきまして国、地方公共団体が自立支援に努めるとともに、ハローワーク、船員については運輸局も、求人を行う企業に対し、指導・助言を行うこととするというものでございます。

その他、船員が対象外の法律とあわせまして、改正法案ということになっております。施行期日は平成27年10月1日ですが、企業への義務付けですとか、地方公共団体への努力義務が生じる規定については、それぞれ平成28年3月1日、平成28年4月1日からということになっております。

こちらの法律については以上でございます。

続きまして、議題の4「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について」ご説明させていただきます。資料4をご覧くださいと思います。

外国人の技能実習制度は、発展途上地域から外国人を受け入れて、日本の技能の移転をすることで国際貢献を図るといった趣旨で設けられておるものでございます。産業界からは、受け入れ期間の延長ですとか人数の拡大のような制度拡充の要望もある一方で、本来の国際貢献の趣旨が薄れて、単純労働者として使われておるといような現状もある。

今回の法律につきましては、こういった技能実習につきまして、本来の技能の移転が適切に行われるように新しく法律を作るというものでございます。こちら「法律案の概要」の隣に書いてありますが、外国人の受入れの観点から法務省とこれまでも法律ができる前から技能実習を担当しておりました厚生労働大臣が共同で法案提出ということございまして、国土交通省はこの法律案一部の規定について共管をしておるといことございまして。

法律の、特に国土交通省部分を、次の資料4-2でまとめておりますので、そちらで説明させていただきたいと思っております。

そもそも船員とこの外国人技能実習の関わりでございますが、現在船員に関する技能実習の対象職種としまして、漁船漁業、漁ろう技術の取得のための技能実習というのが行われております。この漁ろう技術の取得というものは、いわゆる魚を捕る技術ということございまして、漁船もその他の内外航を含め、操船技術というのは対象となっていない。この範囲につきましては法律の制定前後でも変更ございませんし今後も変更の予定はないということでございます。

今回の法律におきましては、この漁船漁業をやっておる船員法の対象になる船員の方につきまして、船員に係る労働法規に知見を有する立場から、一部規定を国土交通省が共管をするというものでございます。この下の図をご覧くださいと思いますが、緑囲いで技能実習制度の枠組みというものを書いております。こちら主に中小企業を想定した枠組みですが、中小企業の場合、技能実習生を直接外国から受け入れるというのは難しいので、間に監理団体の商工会議所ですとか協同組合がまずは技能実習生を受け入れまして、そこから実習実施者に技能実習生を紹介をして、受入企業が技能実習生と雇用契約を結んで、技能移転をするという枠組みになっております。漁船漁業の場合ですと、監理団体として漁業協同組合が入りまして、実習実施者として漁業者に技能実習生を紹介している形でございます。

これまでは、こういった枠組みに対して、外国人の入国管理の観点から、入管法で法務

省が見ておりましたのと、あと一般的な労働者保護の観点から、労働基準法を持っております厚生労働省と、船員法を所管しております国土交通省で、労働者保護、技能実習生に限らず一般的な労働者保護の観点から監督をしておるところでございますが、今回の新法では、この技能実習制度の仕組みですとか、あとは関係者への監督権限ですとか、そういったものについて、新しく規定をするというものでございます。

具体的には、例えば監理団体につきまして、監理団体になるには許可が必要になったり、あとは主務大臣の監督を受けることになったり、あとは技術の移転が適切に行われるように技能実習計画というのを作って主務大臣が認定をするようになったり、そういった規定が設けられることになっております。

国土交通省が関係しますのは、監理団体の監督に関する部分、赤字で※を付けておる部分でございます。※の具体的な内容は資料の右端に赤の二重囲いで書いてありますが、監理団体の監督につきましても、技能実習を見ておる立場の主務大臣が基本的には行うのですが、監督立入検査を行うにあたって、労働法令に知見を有している人が監督をした方がよい場合が考えられると、その場合、船員に関する労働法令に知見を有しているのは国土交通省でございますので、主務大臣が必要と判断した場合に、国土交通大臣に監理団体への監督の権限を委任できるという仕組みになっております。国土交通大臣は委任された権限につきまして、より専門的な知見を持っております船員労務官にさらに行わせることができる、という規定になっております。

技能実習法案の国土交通省関係部分につきましては以上でございます。

(野川部会長) ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、ご質問ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

(立川臨時委員) 質問と言いますか、申し述べたいことがありますので、発言をさせていただきます。独法の統合に関しまして、付帯的な説明ということでしょうけども、波方の短期大学校ですかね、定員が10名増えるということでご説明がありました。定員が増えるということは非常にありがたいことだということ、まずお礼を申し上げておきたいというふうに思います。

しかしながら、統合を機にということでご説明をいただきました。海上技術短期大学の卒業生の7割以上が内航船社に就職していると思いますが、その内航船員というのは、近年、800人とか2000人ぐらいの不足が予測されているという、国土交通省からの試算が発表されているところです。そういう意味からしますと、10人というのは余りにも少ないのではないかというふうに思うところです。せっかく統合を機にということであれば、10人とは言わず、各校10人とか、もっと大きな数の定員枠を拡げていただきたいというのが第1点目のお願いです。

外航分野においては、船員の量的確保育成に関して実質的な論議をこれからしようということで検討委員会が設けられて、もう既に検討に入っているところでございます。この内航分野に関してもそのような検討が必要ではないかということにつきまして、何回かこの

委員会でも発言をさせていただいているところでございますが、統合を機に定員増をいうこともありますので、内航船員の量的な、確保育成のための論議をしていただきたいと、そういう検討会を立ち上げていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

(野川部会長) ありがとうございます。ただ今のご意見について、事務局の方で何かございますか。

(高田船員政策課長) ご意見ありがとうございます。教育機関である海技教育機構の定員につきましては、なるべく増やすための努力が必要であろうことは私どもも認識はしております、色々な制約がございます中で、どうすれば少しでも増やしていけるかという検討を行って、まずは波方の10人をということでございます。今お話ございました内航船員につきましては、高齢化が進んでいる中で、少しでも多くの若年船員の確保育成が重要であるということは、従来から大きな問題となっているところでありますし、この部会の場でもご意見もあり、私どもからもそういったお話をさせていただいているというところでございます。なかなか色々な制約がありまして難しいところをご理解いただきつつ、我々としても努力をしているというところでございます。

それから検討会のお話につきましては、今お話ありましたとおり、以前からそういったご意見が出ているところは承っておりますが、どういったことを議論する、どういった場ですればいいのかということもございますので、またそこについては、引き続き我々としても、こういうテーマがあつてこういうメンバーでこういうことを検討するという適当なものがあるということであれば、関係者とも話をさせていただきたいというふうに思います。

(野川部会長) はい、高橋委員。

(高橋臨時委員) 1点要請をしておきたいと思います。というのは、外国人の技能実習の問題でございます。主務大臣は厚生労働大臣、それから法務大臣ということでございますので、従来どおり国交省は船員労務官を通じてこの制度の厳格化をお願いをしておきたいと思っております。内容的には、かなり厳しい内容になるようでございます。アメリカや国連からも、日本の外国人技能実習制度というものについては、奴隷制度ではないのかというような形でかなり批判を受けております。国際批判を受けたくないよう、今回大きく改正をして、厳格にした上で、3年から5年に延ばそうとしております。漁船漁業については、この実習制度の中では優秀生ということで評価をいただいております。これも我々労使だけではなくて、関係省庁それから現場に携わる労務官の皆さんの努力があつて成し得てるんだという理解でおります。法律改正になって、新しい制度になつても、より一層厳格な対応をお願いをしておきたいなと思っております。以上です。

(野川部会長) それでは要請をいただいたということで、ありがとうございます。他には、はい、立川委員。

(立川臨時委員) 高田課長の方からお答えをいただいたんですけど、今の内航の実態を

考えますと、50歳以上が50%、60歳以上が20%ですか、というような状況を呈している中で、船員の教育機関の定員を今から増やしていかないしは2年後から増やしていく、それも10人。教育が終わって即戦力となり得るのか、養成期間中にも年齢階層はどんどん上がっていく。リタイアも出てくるでしょう。ということになれば、早急に実質的な船員増の体系をどう求めていくか、どう教育機関の定員を定めていくかということを論議しなければいけない時期なんじゃないんですか。そういう意味でどういう項目が検討事項にしなければならないのか、実質的な話をすべきだという話をしてるわけで、何か問題がどんどん先送りされるような論議はしていただきたくないというふうに思っているところでございます。是非とも早急に実質的な定員増、定員を確保する、船員を確保する具体的な案を検討できる委員会の立ち上げをお願いしたいというふうに思います。

それから、資料の3の方ですけども、これは単純な質問です。まず勤労青少年の対象って何歳から何歳なんですか。どこまでが勤労青少年というんですか。これが第1点目です。それから職業選択ということで、ハローワークは一定の労働関係法令の違反、一定の労働関係法令の違反というのはどんなことを言うんですか。その辺を教えていただければというふうに思います。以上です。

(野川部会長) はい、事務局お願いいたします。

(吉田船員政策課長補佐) はい、お答えいたします。青少年の範囲でございますが、こちらにつきましては、基本方針の中で35歳未満とすることを想定しておるところでございます。もう一つ、一定の労働関係法令違反ということでございますが、こちらについては今後、政令で定めるということになっております。以上でございます。

(野川部会長) はい、ありがとうございます。はい、高田課長。

(高田船員政策課長) 先ほどの立川委員からのお話につきまして、一言事務局からお話をさせていただきますと、決して我々も何もしていないわけではなくて、従来からこの部会でも何度もお話をさせていただいておりますが、専門教育機関の定員を増やすのもいろいろ制約があるという中で、専門教育機関を卒業していない方々の就労をなるべく増やす、そういった取組をしております、従来からご説明をしております新6級の機関コースの創設ですとか、あるいはそれに対する支援といったようなこともさせていただいておりますし、あるいはそういった方々の採用を促進するためのいろんなインターンシップですとか、そういう取組をさせていただいております。そういった関係者一体となった取組もありまして、近年では内航に就業される方々の数も増えてきているということで、30歳以下の方々の割合も増えてきているという状況でございます。

ということで、それ以上さらに加えて何をすればいいのかというところについて、何か具体的にアイデア等ございましたら、そういうことも承りながら、関係者と集まってそういう場を作ることが適当であるというようなことがあるようでしたら、ご相談しつつ対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

(野川部会長) はい、では森田委員。

(森田臨時委員) 今のような話は私は口をはさむつもりは全くなかったんですけど、今のような課長のお話をされると、もう少し危機感を持っていただきたいというのはありまして、具体的な数字として何もされてないわけじゃないというのはよく分かるんですが、それでは足りないというのも事実としてあるんだと思うんです。と言うのは、減った分だけ入れれば何の問題もないんでしょうけども、どんどんどんどん先ほどから言うように年齢層が高齢化していく中で、確実にその方々が大きなロットでやめていく時期というのが来ると思うんですよ。そのときに、どういう状況が生まれるのかということについては、大体想像ができるわけですね。そのときのそういうことが起きないようにするためには、あるだけ手を打っておかなければいけないんじゃないかと言うことを申し上げているんであって、今何もしていないということを申し上げているわけじゃないわけですよ。もっと危機感を持ってさらに具体的に、そのXデーと言われているところが迎えるような状況に陥らないようにするための様々な施策を関係者が集まって知恵を絞っていったらいいんじゃないかということをお願いしているんであります。

そういう意味では、もう少し我々のサイドに降りてきていただいて、アイデアがあったら出せとか言うんじゃないでなくて、そのことも含めて、よくよく現実を我々も認識しながらやっているわけですから、この状況なりの認識を共有していただいて、相当な危機感を持ってこれから先対応していただきたいという気持ちはありますので、そのことは申し上げておきたいと思います。これはもう結構ですから。

それともう一つ、ちょっとおうかがいしたいんですけども、海技教育機構と航海訓練所を統合するにあたって、名前をどうするかということについてはうかがってなかったんですが、これは、私は航海訓練所にお世話になったとかいう、そういうノスタルジーで申し上げてるわけじゃなくて、海技教育機構と航海訓練所を統合するにあたって、例えば上ですと、海上技術、港湾空港、電子航法というところがくっついて、これ海上・港湾・航空ということになっているわけで。民間でもA社とB社がくっつくときはA社B社の名前がお互い存続されたりなんかする場合もあるんですが、航海訓練というのを海技教育の中に溶け込ませてしまったというところが、非常に違和感があるというか。だとすれば海技教育航海訓練だとか訓練機構とか、何かこういう形で、国は訓練から。これ下見てください。

「学科と乗船実習」という表現になっていますのでね。このいわゆる教育訓練の一環の、一貫した船員養成の中で、訓練というものをこの中からことさら言葉を取ってしまったのは何か非常な意図を感じたりするのですが、そんなに意識はしてないんですかね、これは。なぜこれは海技教育機構のみにしてしまったのかという理由を教えてください。

(石田企画調整官) お答えいたします。これを法制上の用語として検討した場合に、訓練という言葉が教育の一貫というふうに見ざるを得ないというのが、法制的な検討をしたときに考えたことございまして、教育と訓練とを並べますと、同じ意味の言葉を並べてしまうことになって、法律の用語として成り立ちにくいものですから、教育という言葉の中に含めざるを得ないのかなというふうに考えました。

(森田臨時委員) 法律上そういう整理せざるを得ないということですか。これは2つの組織としてある場合は、教育も訓練も併存できるけど、1つの組織としてする場合は、教育の中に訓練は含まれるものであるというのが法律上の解釈だということですか。

(石田企画調整官) おっしゃるとおりでございます。

(森田臨時委員) だとしたらこれは、とりあえずこれは議事録に残るんでしょから、このことはしっかり明記をしていただいて、これからも国は訓練から教育とか、そういうことではないということですね。

(石田企画調整官) はい、そうでございます。法律の新旧をご覧くださいますと、「機構の目的」というところの中に、学術技能の教授ということに加えて、「航海訓練を行う」ということが、法律の第3条の「機構の目的」のところに書いてございますので、例えば前は海技教育機構という名前であったとしても、航海訓練を行うということは、変わりございませんということ、この法律の目的に書いてあるとおりでございます。

(森田臨時委員) 前から、いわゆる受益者負担ということで、実習なり訓練なりというのはかなり民間に落としているところも出てきているので、基本的には私ども申し上げているのは、船員の養成については、これは一義的には国がやってくれるということですから、それは教育も訓練もということと理解をしておりますので、そういうご見解であれば、今後とも訓練も国がやられるということで、機構の目的にも書かれているということですから、これについてはこれからも残しておいていただいて、考え方についてもそうですし、やはり実際も訓練については、一義的には国がコストも見ながらやってくれるという理解を我々としてはしておきたいと思えます。以上です。

(野川部会長) ご意見承りたいと思います。他に。はい、小比加委員。

(小比加臨時委員) 小比加でございます。この今説明にあった中に、ちょっと関連するもので、海技教育機構、これの受験者、当然もう受験が終わっているわけですけども、それをメールで流す場合にバナー広告のような形で、いわゆる民間型の教育というふうな案内を一部でされてるというふうには聞いているんですが、まだ集計はできてないのかも分かんないんですけども、受験に失敗した方を海運界に取り込むという意図の中で、それを今年実施されて、結果としてどうだったのか、もし分かれば、教えていただきたいんですけど。

(野川部会長) いかがでしょうか。

(石田企画調整官) 今の2つ目、新6級機関のコースへの応募ということの中で、海技教育機構の学校を、残念ながら不合格となった方も応募されているという話はいかがなところでございます。

(小比加臨時委員) まだはっきりした数字はつかめてないということですね。

(高田船員政策課長) 聞いておりますところでは、今年、尾道の海技学院の新6級のコースを申し込まれた方々の中には、今海技課の方からご説明がありましたとおり、残念ながら海技教育機構の学校を受験してダメだったのでそちらの方の応募をしたという方がい

らっしゃったという話は聞いておりますが、実際にその方が何人ぐらいいらっしゃるかというところまでは把握はできていないというところでございます。

(小比加臨時委員) はい、ありがとうございます。

(野川部会長) それでは、次の議題に移ってよろしいでしょうか。それでは次の議題、議題5の「船員派遣事業等フォローアップ会議について」、事務局から説明をお願いいたします。

(佐藤雇用対策室長) 船員政策課の佐藤でございます。それでは、船員派遣事業等フォローアップ会議につきまして、ご説明いたします。

資料5をご覧ください。

船員派遣事業につきましては、その事業の適正な実施を図るため、事業場監査を実施してきているところでございますけれども、その監査結果内容につきまして、平成17年から実施している船員派遣事業等フォローアップ会議の場で報告することとしております。委員名簿は資料5の3ページ目の資料のとおりでございます。

先月2月20日に、第20回のフォローアップ会議が開催されましたので、その会議の結果につきまして、資料5に基づきまして説明いたします。今回は昨年7月から12月の間に18事業者に対しまして監査を実施いたしました。この監査の結果を事務局より報告の上、意見交換を行いました。

資料1ページ目のIVが監査結果となりますけれども、1は監査を実施しました事業者の概要となっておりますので、説明は省略させていただきます。

2ページ目の2の「船員職業安定法等に基づく行政処分及び是正指導状況」でございますが、(1)行政処分を受けた事業者は1事業者ありまして、その内容につきましては、「常時雇用する船員以外を派遣」、「船員派遣契約書の未作成」、「派遣船員への就業条件の明示無し」、「派遣可能期間の抵触日の明示無し」、「派遣先への派遣船員に関する事項の未通知」、「派遣可能期間を越えた派遣」、「派遣可能期間を越えて派遣をしない旨の未通知」、「派遣元管理台帳の記載無し」でございました。

今回の行政処分の詳細につきましては、席上の一番後ろにございますプレス資料をご覧くださいと思います。平成27年2月12日付で、近畿運輸局管内の株式会社恭兵船舶に対しまして、船員職業安定法第98条第2項に基づく船員派遣事業改善命令を行いました。また同日付で、席上配布のプレス資料によりまして公表を行うとともに、行政処分の内容を本省、近畿運輸局のホームページに掲載いたしました。

資料5の2ページ目の2.の「船員職業安定法等に基づく行政処分及び是正指導状況」に戻りますけれども、(2)是正指導を受けた事業者は5事業者ございました。その内容につきましては、「船員派遣契約書の未作成」が1事業者、「船員派遣契約書の記載不備」が2事業者、「派遣船員への派遣船員とする旨の明示書無し」が1事業者、「派遣船員への派遣船員の同意書の記載不備」が2事業者、「派遣船員への派遣条件明示書の記載不備」が1事業者、「派遣先への派遣船員に関する事項の未通知」が1事業者、「派遣先への派遣船員

に関する事項の通知書の記載不備」が1事業者、「派遣元管理台帳の記載不備」が2事業者ございました。いずれも所要の是正指導を行っております。

次に、3の「船員労働安全衛生規則等に基づく教育訓練の是正指導状況」でございますけれども、是正指導を受けた事業者は2事業者でございました。全ての事業者が教育訓練を実施してございましたけれども、「教育訓練に係る実施記録無し」が1事業者、「派遣先への安全衛生教育に係る実施記録の未通知」が1事業者ございました。いずれも所要の是正指導を行っております。

また、是正指導した全ての事項につきまして、全ての事業者がすみやかに是正措置を講じたことを確認しております。

フォローアップ会議におきましては、委員より、「悪質な違反があった事業者に対しては、厳正な処分を行うべき」との意見がありました。また、「派遣船員の対象は常時雇用であることを、再度、周知指導を徹底すべき」との意見がありました。

当局といたしましては、今般、全ての許可事業者に対しまして、「船員派遣事業にかかる行政処分について」という文書を発出いたしまして、行政処分の事例があったということを知らせるとともに、常時雇用する船員以外の船員を派遣した場合は、行政処分の対象とするなど、今後も厳正に対処する旨の周知を図ったところであります。また、当該文書に、「常時雇用する船員とは、期間の定めなく雇用されている船員」である旨、あらためて明記しております。

当局といたしましては、派遣の許可又は更新時の際には、地方運輸局等を通じて、基本的なルール等について、事業者に対しまして、適時適切な指導を行ってまいりたいと考えております。また、必要に応じ、行政処分を行うことにより、船員派遣事業の適正な運営を確保していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

(野川部会長) ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、時間もございますので、次の議題に移りたいと思います。

それでは議題6の「無料の船員職業紹介事業の許可について」でございますが、本件については、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがございますので、船員部会運営規則第11条但し書きの規定によりまして、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

(野川部会長) ありがとうございます。それではこれで、本日の予定された議事はすべて終了いたしました。何かほかにございますでしょうか。はい、高橋委員。

(高橋臨時委員) 国交省の船員の安全対策というものについてちょっとおうかがいをしたいと思っております。昨年来、漁船と大型商船の衝突事故が多発してました。この時も簡易型のAISの設置、それからライフジャケットに発信器を付けるべきだというような発言をしてきました。当局からの回答の中に、経済負担が発生するというような発言がありまして、私もここで憤りを感じ、注意をしました。

その後また地方に行った際に、現在、ライフジャケットに、転落をしてもすぐ発見できるような発信器を付ける活動をしてるといようなことを運輸局の方に、申し上げたんですが、やはり同じように、経済的負担が大きくなるであろうといような話をされました。

また、別の会議でございませけれども、沿岸の小型の漁船に、現在は1人乗りの場合は、ライフジャケットが義務付けをされておりますけれども、これが2人以上になると、現在は規制がなく現在適用拡大をしようといような会議がなされております。その場でも、現状維持で構わないのではないかとというのが国交省の見解ということでもございました。

当然、海難事故を未然に防いで、海難事故に遭遇した場合、いかに助かるのか、いかに助けるのか、そのための簡易型AISでもあって、またライフジャケットに発信器を付けると、こういうことですから。実際事故が発生しますと、国交省が懸念をしているような、経済負担が増えるという状況ではなくなります。また、当然残された遺族、それから関係者については、一生心の傷となって残ることになります。

やはりそういうことを考えますと、経済負担といどころの騒ぎではなくて、会社の存続そのものさえ脅かすとい状況になるということ、再認識をしていただきたいといように思っています。

それから、当然のごとく、そもそも安全環境といものが構築をできない企業、それから産業が、船舶の運航をしてはならないと。徹底して、そういう指導をしていただきたい。

陸上部門についても、建築現場をはじめ、危険と言われるような業界においても、様々な安全対策といものが構築されております。特に船は、船から一歩外といものは、死に直結するよな環境にあるんだといこともあわせて再認識をしていただきたいといように思っております。

平成27年度の船員災害防止実施計画といことを、前々回決定をしたと思ひますけれども、当然、死亡災害事故といものを徹底的に減らすんだといことで決めたと思ひます。そういうふうな施策の、積極的に安全対策を進めていくとい施策ではなかったのかなといよに私は思っております。

安全対策といものは、当然経費がかかるんだとい認識を再度持っていただいて、きちんとした対応をしていただきたい。再三再四、どうも経済負担が大きい大きいとい話が国交省の方から出てくるわけですが、安全対策といものを、足踏みをさせるといよに私は取れてしょうがないんですが、その辺の見解といものをきちんと聞かせて

ほしいというように思います。以上です。

(野川部会長) ご意見とご質問がございましたが、いかがでしょうか。

(小久保安全衛生室長) ただ今ご発言のありました、ライフジャケットに発信器を取り付けるという件ですが、先の船員部会で高橋委員の方からそのような指摘がございまして、私の方から、当該機器のデモの実施状況が専門誌に載っていたというような発言をさせていただきました。その後、当該事業者の方にご足労いただきまして、どのようなものかおうかがいしたところ、親機を船に付けて、子機を各乗組員に持たせ、海中転落した場合には、水に反応しまして、4秒後にサイレンや発光器を作動させる。その結果、船内の乗組員に知らせるというものでございました。

また、船内のGPSにつなげると、海中転落者の位置も確認できるというようなものでございました。海中転落事故を分析しますと、実施計画の方にも記載してあったのですが、海中転落したときには誰も知らなかったと、知らぬ間にいなくなっていたというような事故とか、あるいは作業用救命衣をつけていても、夜間で見失ってしまったというような事故事例が少なくありません。

そういう意味でも、このような事故を防ぐには、有効ではないかなというふうに思いまして、その後、このような機器をいかに普及させていくかということだと思っておりますが、船員災害防止協会に関連の深い団体で、安全保護具や検知器具等のメーカーからなります船員災害防止推進会というものがございまして、毎年9月に全国で実施されます船員安全衛生月間の際に、そういう機器の取り扱いなどの説明会とかをしていただいている団体でございまして、この業者さんに団体へ入っていただけないかというようなお願いをして、先々月に加入いただいたところでございます。

話によると、既に会員となっております作業用救命衣のメーカーといろいろ話をして、センサーを作業用救命衣にどういうふうに付けるかというような相談をしてるという話も聞きました。今後、加入していただいたので、全国でPRしていただけたらというふうに考えております。

それから作業用救命衣の着用義務でございまして、法律上は、甲板上で漁ろう作業を行わせる場合は、作業用救命衣または命綱を付けなさいよというふうになっておりますけれども、船員災害防止実施計画の方には、もう少し広く記載しておりまして、甲板上、漁ろう作業以外も、甲板上で、海中転落のおそれがある場合は、作業用救命衣を付けましょうというふうな記載をしておりまして、そういうことに基づいて、運航労務監理官も指導をしているというような状況でございまして、以上です。

(野川部会長) はい、どうも。はい、高橋委員。

(高橋臨時委員) ありがとうございます。まず実施計画なりそれに基づいてやっておられる皆さんに対する敬意も表しておきたいなと思っております。ただ、一部の人だと思っておりますが、どうも経済的な負担が増えるんだと、こういうことで足踏みをされてるような言動が見受けられる、これが問題なんだと私言っているんで、全てが悪いと言っているこ

とではありません。

それから今言われるように、海中転落をして、いわゆる船に親機を置いて、陸上の漁業無線局とのやりとりの中でGPSで発見をすると、これも1つの方法で、現在宮崎県の小型船が、100隻以上これを搭載をして実施をしております。幸いなことに事故の例はありませんけども、そういうものを使っているということを承知をしております。

ただ私らはそれだけではなくて、海中転落をした段階で、5分、10分、15分、この程度の短い時間で発見をするために、レーダーに、転落をした船ですぐ発見できるようなレーダーなりアルパーなり、そういうものを使って、即発見、救助できるというようなものも加味したものを構築をしていきたいなというように思っています

転落をして、転落者がどこにいるか分からないのが一番問題なんです。転落者の位置がすぐ分かれば、現在の海中転落の人を大方救うことができるのではないかと思います。その辺もあわせてご理解をたまわれればというように思います。以上です。

(野川部会長) ご意見承りたいと思います。それでは他にはよろしいでしょうか。では、よろしければ、時間もまいりましたので、ここで事務局に返したいと思います。よろしくお願いします。

(成瀬専門官) 次回の部会の開催日程については、部会長にお諮りした上で、あらためてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

(野川部会長) それでは以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第63回船員部会を閉会といたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

了